

熊本県広域本部地域振興局及び県央広域本部（熊本農政事務所）
農業制度金融審査会設置運営要領細則

（趣旨）

第1条 この細則は、熊本県広域本部地域振興局及び県央広域本部（熊本農政事務所）農業制度金融審査会設置運営要領（以下「要領」という。）第7条の規定に基づき、審査会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（資金の審査及び決裁の区分）

第2条 審査会に付議する資金の審査方法及び決裁の区分は次のとおりとする。

（1） 審査会で審査し、広域本部地域振興局農林（水産）部長（県央広域本部（熊本農政事務所）においては農政事務所長。以下同じ。）が決裁する資金

- | | |
|------------------|------------------------|
| ①農業近代化資金（圃、二畑） | ②中山間地域活性化資金（農協等民間金融機関） |
| ③農業改良資金 | ④農業経営基盤強化資金（スーパーL 資） |
| ⑤自立経営体育成資金 | ⑥農業経営改善促進資金（スーパーS 資） |
| ⑦振興山村・過疎地域経営改善資金 | ⑧特定農産加工資金 |
| ⑨畜産経営環境調和推進資金 | ⑩天災資金 |
| ⑪県単災害資金 | ⑫家畜飼料特別支援資金 |
| ⑬家畜疾病経営維持資金 | ⑭家畜疾病緊急対策資金 |
| ⑮施設園芸緊急支援資金 | ⑯青年等就農資金 |
| ⑰農林漁業災害対策資金 | |

（2） 事前検討会議を経て審査会で審査し、広域本部地域振興局農林（水産）部長が決裁する資金

- ①経営体育成強化資金（再建整備・償還円滑化）
- ②農業経営負担軽減支援資金

（3） 審査会で審査し、意見を付して団体支援課に進達し、同課で決裁する資金
農業近代化資金（一分共同）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、原則として審査会を省略するものとする。

（1） 熊本県農業経営改善関係資金基本運営要領第2条に定める農業経営改善関係資金（以下「農業経営改善関係資金」という。）のうち、1回の借入希望額が個人にあっては700万円以下（青色申告を実施しているものは1,000万円以下）、法人にあっては3,000万円以下であり、かつ、直近期末の総借入残高が直近期（特別の事情がある場合は直近期の前期）の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額（借入希望者が法人である場合は総売上高）以下となっている借入希望者（今後、5年間の間に本要領の対象とする資金の借入を予定し、又は負債の整理に必要な長期資金の借入を含む場合を除く。）の場合。ただし、借入希望者が認定新規就農者である場合は、除くものとする。

（2） 平成19年3月30日付け18経営第7836号農林水産省経営局長通知によるクイック融資の場合

（3） 農業経営改善関係資金以外の資金のうち、1回の借入希望額が500万円以下であり、かつ、直近期末の総借入残高が直近期の農業粗収入及び農外収入の金額の合

計額以下となっている場合

- (4) 農業改良資金に係る貸付資格の認定に係る熊本県農業改良資金事務取扱要領第2の3に定める認定基準のうち、次のいずれかに該当するもの
- ① 新たな農業部門の経営を開始する場合
 - ② 新たに加工の経営を開始する場合
 - ③ 新たに農畜産物又はその加工品の販売の経営を開始する場合
- (5) 2回以上の審査を要する場合であって、2回目以降の審査に係るもの（事業内容に大幅な変更がない場合に限る。）
- (6) 新型コロナウイルス対策農業経営安定資金の審査に係るもの
- (7) 令和2年7月豪雨被害対策農業資金の審査に係るもの
- (8) 農林漁業災害対策資金の審査に係るもの

(審査会の開催方法等)

第3条 審査会は、原則月1回開催するものとするが、必要に応じ、随時開催できるものとする。

- 2 農業普及・振興課は、開催日程の決定にあたり、必要に応じ、団体支援課を経由し他振興局の審査会等開催日程と調整を行うとともに、審査会の各委員に対し、原則として審査会開催予定日の10日前までに審査会の開催通知を行うものとする。
- 3 委員の代理出席は、これを妨げないものとする。
- 4 審査会は、審査の内容に応じ、必要な範囲の構成員により開催することができる。
- 5 審査会は、審査の内容に応じ、委員以外の農業普及・振興課等関係職員を出席させ、意見を求めることができる。
- 6 審査会は、審査の内容に応じ、関係部局の持ち回りにより開催することができる。
- 7 審査会は、審査の内容に応じ、委員又は委員所属の実務担当者、及び経営体育成強化資金（再建整備・償還円滑化）、農業経営負担軽減支援資金等の指導班構成員で構成する事前検討会議を開催することができる。
- 8 審査会は、必要に応じ、熊本県農業制度金融運営会議（以下「運営会議」という。）と事前協議のうえ、同会議の意見を求めることができる。
- 9 審査会は、必要に応じ、運営会議と事前協議のうえ、同会議構成員又はその所属職員の出席を求めることができる。

(負債整理関係資金に係る事前検討会議の開催方法)

第4条 農業普及・振興課は、予め融資機関が指導班構成員（熊本県農業負債整理関係資金制度運営要領（以下「制度運営要領」という。）第4条第1項）と連携を図り、内容を充分検討した経営改善計画等資金借入に必要な申請書類（以下「申請書類」という。第6条において同じ。）を審査会各委員に送付して事前検討を依頼する。

- 2 申請書類の送付を受けた各委員は、内容を精査し、検討を要する項目及び内容を農業普及・振興課に文書で回答する。
- 3 農業普及・振興課は、各委員から回答された検討を要する項目及び内容を取りまとめのうえ、申請書類を作成した融資機関に送付し、検討を依頼する。
- 4 農業普及・振興課は、前条第2項の規定に準じ日程調整を行い、前条第7項の事前検討会議を開催する。
- 5 事前検討会議は、会議開催によるものとし、原則として関係機関全ての出席を求める

ものとする。

6 事前検討会議は、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

7 事前検討会議は、制度運営要領等関係規程に定める事項のほか、第3項の検討を要する項目について検討を行い、その結果をとりまとめるうえ、審査会に報告するものとする。

(負債整理関係資金に係る審査会の開催方法)

第5条 経営体育成強化資金（再建整備・償還円滑化）、農業経営負担軽減支援資金に係る審査会の開催にあたっては、第3条によるもののほか、次の各号によるものとする。

- (1) 経営体育成強化資金（再建整備・償還円滑化）、農業経営負担軽減支援資金の審査会は会議開催によるものとし、審査決定にあたっては、原則として審査会構成員全員の意見の一致によるものとする。
- (2) 農業普及・振興課は、予め審査会の審査書類及び事前検討会議の検討結果を審査会各委員に送付し、書面審査に付するものとする。
- (3) 審査会各委員は、送付された書類を検討のうえ、内容に異議がなく、かつ審査会当日の出席が困難な場合は、審査内容に対する同意書の提出をもって出席に代えることができるものとする。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成12年6月5日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年6月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年8月19日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年4月11日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年1月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年8月10日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成18年5月17日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成19年5月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成19年10月23日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成 21 年 6 月 11 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 22 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 23 年 5 月 11 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 23 年 7 月 21 日から施行し、平成 23 年 7 月 6 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 3 月 30 日から施行し、令和 2 年 3 月 9 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 2 年 9 月 1 日から施行し、令和 2 年 7 月 21 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 10 月 7 日から施行する。